環境社会配慮審査会の設置要項

1. 目的

本要項は、国際協力機構が設置する環境社会配慮審査会(以下「審査会」という)について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務

審査会は要請段階から協力事業の終了まで関与し、環境社会配慮担当役員からの諮問に対し、次の答申を行う。また、委員長は年次報告書を作成する。

- (1) カテゴリAとカテゴリB案件の環境社会配慮面からの支援の是非について
- (2) カテゴリAとカテゴリB案件の環境社会配慮面からの助言について
- (3) 緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類、緊急時の判断、及び実施する手続きについて
- (4) 環境社会配慮ガイドラインの運用について
- (5) その他の諮問する事項

3. 構成

- (1) 審査会は、7から9名程度の委員から構成される。
- (2) 委員は、社会環境、自然環境、公害、法律、住民移転等の専門性を有する者を公募し、環境社会配慮担当役員が委嘱する。必要に応じて臨時委員を委嘱する。

4. 委員の任期

各委員の任期は原則2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5. 委員長

- (1) 審査会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長の任期は、2年間とする。

6. 開催

- (1) 委員長は、審査会を招集し、原則として毎月2回開催する。
- (2) 審査会は、機構関係者及び必要に応じ委員長が定める関係者<u>の出席を求めることができる。</u>

7. 会議

- (1) 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (2) 審査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総意で決することを原則とする。ただし、票決が適切と考えられる事項については、過半数で決し可否同数のときは委員長の決するところによる。

8. 情報公開

審査会は公開し、当日の参加を認める。また、審査会の議事録は発言順に発言者名を記しホームページを通じて公開する。

9. 庶務

審査会の庶務は、企画・調整部環境社会配慮審査室が処理する。

10. 委任

ここに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

以上

国際協力機構(JICA)環境社会配慮審査会委員募集要項

1. 募集人数

7名から9名程度

2. 委員の要件

- (1) 環境社会配慮に関連する社会環境、自然環境、公害、法律、住民移転<u>等</u>の専門分野 に対して、知見と実務経験を有すること。
- (2) 毎月2回程度の会合に参加可能なこと。
- (3) 必要に応じて現地視察が可能なこと。
- (4) 英語と日本語に堪能なこと。
- (5) JICA と雇用または契約関係にないこと。 なお、人選にあたっては、年齢・国籍・性別は問わない。

3. 選定プロセス

- (1) 申込者は、所定の履歴書を、<u>平成16年6月14日(月)から同年7月13日(火)</u>までの間に国際協力機構(JICA)環境社会配慮審査室に提出してください。
- (2) JICA が設置する選考委員会が書面審査により第一次選考を実施します。第一次選 考通過者に対して、<u>平成16年7月26日(月)から7月30日(金)</u>の JICA が 指定した日時に面接を実施します。
- (3) 上記選考委員会は、大学、NGO、産業界、JICAからのメンバーから構成されます。

4. 委員の任期

委嘱目から原則2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5. 業務内容

審査会は要請段階から協力事業の終了まで関与し、環境社会配慮担当役員からの諮問に対し、次の答申を行うこと。また、委員長は年次報告書を作成する。

- (1) カテゴリAとカテゴリB案件の環境社会配慮面からの支援の是非について
- (2) カテゴリAとカテゴリB案件の環境社会配慮面からの助言について
- (3) 緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類、緊急時の判断と実施する手続きについて
- (4) 環境社会配慮ガイドラインの運用について
- (5) その他の諮問する事項

6. 処遇

JICA の規定により謝金と旅費を支払う。